

平成30年7月11日

各位

会社名 株式会社ソフトフロントホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 健太郎  
(JASDAQ・コード 2321)  
問合せ先 執行役員 IR・法務担当 五十嵐 達哉  
電話 03-6550-9270

### グッドスタイルカンパニー社に対する行政処分の執行停止及び全業務の再開に関するお知らせ (開示事項の経過)

当社の出資先及び取引先である株式会社グッドスタイルカンパニー（以下、「グッドスタイルカンパニー」といいます。）は平成30年3月28日付で消費者庁より6か月間（平成30年3月29日から平成30年9月28日まで）の業務の一部に係る業務停止命令等の行政処分を受けましたが、平成30年7月10日付で東京地方裁判所より当該業務停止命令の効力を停止する旨の決定がなされたことから、同社は今後、全ての業務を再開する予定でありますので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 当該出資先及び取引先の概要

(1) 名 称	株式会社グッドスタイルカンパニー
(2) 所 在 地	静岡県掛川市宮脇 248 番地の 1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 杉山 岳
(4) 事 業 内 容	エステティックサロン業、化粧品販売その他
(5) 資 本 金	3 百万円
(6) そ の 他	当社の出資先（当社持株比率：16.66%）であります。連結子会社及び持分法適用会社には該当しておらず、連結決算の対象とはなっておりません。また、当社と当該出資先の間には人的関係はありません。

#### 2. 当該出資先及び取引先に生じた事実及びその事実が生じた日

##### (1) 消費者庁からの業務停止命令等の行政処分（平成30年3月28日）

平成30年3月30日付「当社出資先及び取引先である株式会社グッドスタイルカンパニーに対する行政処分に関するお知らせ」で発表したとおり、グッドスタイルカンパニーは、平成30年3月28日付で、消費者庁により特定商取引法の違反行為を認定され、業務の一部について、平成30年3月29日から平成30年9月28日までの6か月間の業務停止命令等の行政処分を受けました。（詳細は当該発表をご参照願います。）

##### (2) 業務停止命令の効力を停止する旨の東京地方裁判所による決定（平成30年7月10日）

グッドスタイルカンパニーは、平成30年6月1日に東京地方裁判所に対し、国（処分行政庁：消費者庁長官）を被告として業務停止命令等の取消しを求める訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）及び本件訴訟の判決確定まで業務停止命令の効力の停止を求める執行停止申立を行い、平成30年7月10日に東京地方裁判所より被告が発令した業務停止命令の効力を停止する旨の決定がなされました。

##### (3) 全業務の再開

上記の東京地方裁判所の決定を受け、グッドスタイルカンパニーは今後、諸準備整い次第、全ての業務を再開する予定であります。

#### 3. 今後の見通し

グッドスタイルカンパニーにおいては、全ての業務を再開することから、業務停止命令により大きく影響を受けている財務状況の改善が想定より早く進む可能性があります。現時点で本件が当社の業績に与える影響は未定であります。今後、前期（平成30年3月期）に計上した引当金の見直し等により特別利益が発生する場合など、当社の業績に重大な影響を与える場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上